指定短期入所生活介護事業

運営指導基準

一 令和5年1月1日適用 一

練馬区福祉部指導検査担当課

「法」=介護保険法(平成9年法律第123号)

「則」=介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

「条例」=東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)

「規則」=東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)

「施行要領」=東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例および東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成 25 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号)

「告示」=指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)

「留意事項」=指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)

「利用者等告示」=厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)

「大臣基準告示」=厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)

「施設基準告示」=厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)

「通所介護費等の算定方法告示」=厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)

「平 12 厚告 29」 = 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号)

運営指導基準(指定短期入所生活介護事業)※ユニット型、空床利用および併設事業所を除く。

事項	基本的な考え方および観点	根拠法令	確認書類等	評価
第1 基本方針	1 基本方針 指定短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態となった 場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立 した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の 介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことによ り、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的およ び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 条例第146条	・運営規程・パンフレット等	С
第2 人員に関する基準	1 従業員の配置の基準 (1)指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに短期入所生活介護従業者の区分に応じつぎに定める員数となっているか。 ① 医師 1人以上 ② 生活相談員常勤換算方法で、利用者の数が100またはその端数を増すごとに1人以上 ③ 介護職員または看護師もしくは准看護師(以下「看護職員」という。)常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1人以上 ④ 栄養士 1人以上 ただし、利用定員(条例149条第1項に規定する利用定員)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所で他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。 ⑤ 機能訓練指導員 1人以上	法第74条第1項 条例第147条第1項 規則第31条第1項 規則第31条第1項	 ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証 ・業務日誌 ・利用者数が分かる書類等 	С

⑥ 調理員その他の従業者		
当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数		
(2)(1)の利用者数は、前年度の平均数により算定しているか。	規則第31条第3項	С
ただし、新規に指定短期入所生活介護事業者の指定を受ける		
場合は、推定数により算定しているか。		
(3)①(1)②の生活相談員のうち1人、また、(1)③の介護職	規則第31条第5項	С
員または看護職員のうち1人は、常勤の者となっているか。	施行要領第3の8の1	
② 生活相談員は、東京都特別養護老人ホームの設備および	(2)	
運営に関する条例(平成24年東京都条例40号)第5条第2項		
に定める生活相談員に準じているか。		
(4) (1)③の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用	規則第31条第6項	С
者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所または指	施行要領第3の8の1	
定訪問看護ステーションとの密接な連携により看護職員を確	(3)	
保しているか。		
(5) (1)⑤の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機	規則第31条第7項	С
能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、		
以下の資格を有する者となっているか。ただし、利用者の日常	施行要領第3の8の1	
生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練につい	(4)	
ては、当該事業所の生活相談員または介護職員が行っても差し		
支えない。		
なお、機能訓練指導員は、当該指定短期入所介護事業所の他	規則第31条第8項	
の職務に従事することができる。		
ア 理学療法士		
イー作業療法士		
ウー言語聴覚士		
エー看護職員		
才 柔道整復師		
カ あん摩マッサージ指圧師		
キ はり師またはきゅう師(はり師およびきゅう師について		
は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道		
整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能		

	訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従 事した経験を有する者に限る。)			
	※ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第 129 条第1項に規定する基準を満たすことをもって、(1)~(4) に規定する基準を満たすものとみなす。	条例第147条第2項		
	2 管理者 (1)指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において管理者を置いているか。 (2)管理者は、専ら当該指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	条例第148条第1項 条例第148条第2項	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカ ード ・勤務表	
第3 設備に関する基準	1 利用定員等 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、 指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 ※ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生 活介護の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の 事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事 業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サー ビス等基準条例第 131 条第1項に規定する利用定員等の基 準を満たすことをもって、上記の利用定員に関する基準を満 たすものとみなす。	条例第149条 規則第32条第1項	・定員数が分かるもの (運営規程、利用者名簿等)	С
	2 設備および備品等 (1)指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のた	法第74条第2項	・平面図	С

めに使用しない附属の建物を除く。) は、建築基準法第2条第9	条例第150条第1項	・設備・備品台帳等	
号の2に規定する耐火建築物となっているか。	施行要領第3の8の2	EV AIR AIR HE HOUVE A	
ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、	(2)		
浴室および機能訓練室(以下「居室等」という。)を二階以上の			
階および地階のいずれにも設けていない建物については建築基			
準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることがで			
きる。			
(2)(1)の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等	条例第150条第2項		С
に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、つぎの①~③のい	本 的新100米新 2 項		
ずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、かつ、			
火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた指定短期			
入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物または準耐火建	田川笠99冬笠 9 頂 1 旦		
条物とすることを要しない。 	从则第55末第 2 		
(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料	田川第99条第 9 頂 9 旦		
の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火			
の使用、調理至等の外次が発生するねてれがある箇所への防火 区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構	規則第33条第2項3万		
造であること。			
② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の			
体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。	2 F1851 F0 2 85 0 FF		
③ 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難	条例第150条第3項		
路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、			
避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑			
な避難が可能なものであること。	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		
(3)指定短期入所生活介護事業所は、つぎに掲げる①~⑮の設備	規則第33条第 5 項 		С
を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必			
要なその他の設備および備品等を備えているか。			
また、それぞれの基準を満たしているか。			
① 居室			
ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。			
イ 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 m ² 以上とすること。			
ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について			
十分考慮すること。			

② 食堂 および ③ 機能訓練室		
それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、		
「3 m²×利用定員」以上とすること。		
※ 食事の提供および機能訓練を行う場合において、当該食事の		
提供および機能訓練に支障のない広さを確保することができる		
ときは、同一の場所とすることができる。		
④ 浴室		
要介護者の入浴に適したものとすること。		
⑤ 便所		
要介護者の使用に適したものとすること。		
⑥ 洗面設備		
要介護者の使用に適したものとすること。		
⑦ 医務室		
⑧ 静養室		
9 面談室		
⑩ 介護職員室		
① 看護職員室		
⑫ 調理室	施行要領第3の8の2	
調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食	(9)	
品等を清潔に保管する設備並びに防虫および防鼠の設備を設		
けるものとすること。		
③ 洗濯室または洗濯場		
④ 汚物処理室	施行要領第3の8の2	
汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有	(10)	
すれば足りるものであること。		
また、焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備および便槽を	施行要領第3の8の2	
設ける場合には、居室、静養室、食堂および調理室から相当	(11)	
の距離を隔てて設けるものとする。		
⑤ 介護材料室		
※ ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することによ		
り、当該社会福祉施設等および当該指定短期入所生活介護事業		

所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等および当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、①居室、⑤便所、⑥洗面設備、⑧静養室、⑩介護職員室、⑪看護職員室を除く設備は、設けないことができる。 (4)上記(3)以外の指定短期入所生活介護事業所の設備はつぎの基準を満たしているか。 ① 廊下の幅は、1.5m以上(中廊下(廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に使用する設備のある廊下をいう。)にあっては、1.8m以上)とすること。ただし、既存建物の改修により整備した指定短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 ② 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ③ 階段の傾斜を緩やかにすること。 ④ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるこ	施行要領第3の8の2	С
と。 (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室および静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。		
※ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活 介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護 の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事 業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サ ービス等基準条例第132条第1項から第4項までに規定する 設備に関する基準を満たすことをもって、(1) から(4) の基準を満たすとみなす。	条例第150条第5項	С
(5) 経過措置 東京都条例の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設または老人短期入所施設(基本的な設備が完成されているものを含み、この条例の施行の後に増築され、または全面的に	施行要領第3の8の2 (13)	С

	改築された部分を除く。)については、設備基準のうち、居室の 定員に関する基準(4人以下)、利用者一人当たりの床面積に関 する基準(10.65平方メートル以上)、食堂および機能訓練室の面 積に関する基準(3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以 上)並びに構造設備の基準(廊下の幅の基準、常夜灯の設置、傾 斜路の設置等)を適用しないものである。			
第4 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1)管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理 および指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務 の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2)管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に、条 例「第9章第4節 運営に関する基準」を遵守させるため必要 な指揮命令を行っているか。	条第1項)		С
	2 運営規程 指定短期入所生活介護事業者は、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的および運営の方針 ②従業者の職種、員数および職務の内容 ③利用定員 ④指定短期入所生活介護の内容および利用料その他の費用の額 ⑤通常の送迎の実施地域 ⑥指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項 ※ ⑨については、令和6年3月31日までの経過措置期間あり。 3 勤務体制の確保等	(1)	・運営規程 ・重要事項説明書 ・指定申請書および変更届控	С
	(1)指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定	条例第167条(準用第103	・運営規程	С

	At hole a metal	Ab Mc I P Pul	1
短期入所生活介護を提供することができるよう各指定短期入所	条第1項)	・就業規則	
生活介護事業所おいて、従業者の勤務体制を定めているか。		勤務表	
(2)指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤	施行要領第3の8の3	.,	С
務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常	(17)イ	わかる文書	
勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員および		・勤務実績表(勤務実績が確認で	
機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係、機能訓練指導員と		きるもの)	
の兼務関係等を勤務表上明確にしているか。			
(3)指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事	条例第167条(準用第103		С
業所おいて、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって	条第2項)		
指定短期入所生活介護を提供しているか。			
ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所生			
活介護については、この限りでない。			
(4)指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の	条例第167条(準用第103	・研修計画、実施記録	С
資質向上のための研修の機会を確保しているか。 また、全ての従	条第3項)		
業者(看護職員、介護福祉士または介護支援専門員の資格を有す			
る者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに			
類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受			
講させるために必要な措置を講じているか。			
※(4)については、令和6年3月31日までの経過措置期間あり。			
(5) 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介	条例第167条(準用第103	・事業主の方針および相談に応じ	С
護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関	条第4項)	る体制が分かる書類等	
係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた			
ものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを			
防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。			
(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置)			
4 業務継続計画の策定等			
(1) 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時	条例第167条(準用第11	• 業務継続計画	С
において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的	条の2第1項)		
に行い、および業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い			
必要な措置を講じているか。			
(2) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に	条例第167条(準用第11	研修、訓練実施記録等	С
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1		

対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修およ	条の2第2項)		
び訓練を定期的に実施しているか。			
(3) 指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見	条例第167条(準用第11		С
直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	条の2第3項)		
※ 上記(1)~(3)については令和6年3月31日までの経過			
措置期間あり。			
5 対象者等			
(1)指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況もしく	条例第152条第1項		С
はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用			
者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一			
時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、			
指定短期入所生活介護を提供しているか。	A FIST LOAD OF OUT		
	条例第152条第2項		В
密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終			
了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉 サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。			
リーころを利用できるよう必要な仮切に分めているか。			
6 内容および手続の説明および同意			
(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提	条例第153条第1項	・運営規程	С
供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、		・重要事項説明書(利用者または	
運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利		家族の署名、捺印)	
用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記		・利用契約書(利用者または家族	
した文書を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間		の署名、捺印)	
等について利用申込者の同意を得ているか。			
(2)居宅基準第 153 条第1項は、指定短期入所生活介護事業者	施行要領第3の8の3		С
は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、	(3)		
その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族			
に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短			
期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理			
の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、			
実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開			

示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要 事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定 短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて 実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成 することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁 寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を 受けること(サービスの内容および利用機関等を含む)につき同 意を得ているか。 なお、当該同意については、利用者および指定短期入所生活介 護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望 ましいものである。			
7 提供拒否の禁止 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所 生活介護の提供を拒んでいないか。	条例第167条(準用第13 条)	• 利用申込受付簿等	С
8 サービス提供困難時の対応 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事 業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら 適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認め た場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、 他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を 速やかに講じているか。	条例第167条(準用第14条)	・居宅介護支援事業者へ連絡をしたことがわかる書類等 ・サービス提供依頼書等	С
9 受給資格等の確認 (1)指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめているか。		・利用者に関する記録 (被保険者証の写等)	С
(2)指定短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に認定 審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮 して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。	条例第167条(準用第15 条第2項)		В

T	T		
10 要介護認定の申請に係る援助 (1)指定短期入所生活介護事業者は要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2)指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。	条例第167条(準用第16 条第1項) 条例第167条(準用第16 条第2項)	・利用者に関する記録	С
11 心身の状況等の把握 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供 に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当 該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービ スまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	条例第167条(準用第17条)	・利用者に関する記録・サービス担当者会議の記録等	В
12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供 の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号 のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族 に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼す る旨を区への届出等により、指定短期入所生活介護の提供を法定 代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説 明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受 領サービスの提供のために必要な援助を行っているか。	条例第167条(準用第19 条)	・利用者の届出書控等・居宅サービス計画書	С
13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成され ている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供し ているか。	条例第167条(準用第20 条)	・居宅サービス計画書・短期入所生活介護計画書・サービス提供記録等	С

		I	
14 サービスの提供の記録 (1)指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日および内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。 (2)指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。	条第1項)	・業務日誌・送迎記録・サービス提供票、サービス提供 票別表等	С
15 利用料等の受領 (1)指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けて	条例第154条第1項	・サービス提供票、サービス提供票別表等・介護給付費明細書・請求書・領収書	С
いるか。 (2)指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	条例第154条第2項		С
(3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1) および(2) に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、支払を利用者から受けることができるつぎに掲げる費用の額以外の額を受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用			С

③ 利用者が選定する特別な居室の提供	に伴い必要となる費用
④ 利用者が選定する特別な食事の提供	に伴い必要となる費用
⑤ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が	別に定める場合を除く。)
⑥ 理美容に要する費用	
⑦ ①~⑥に掲げるもののほか、指定短	朝入所生活介護として提
供される便宜のうち、日常生活におい	ても通常必要となるもの
に係る費用であって、かつ、当該利用	者に負担させることが適
当と認められるもの	
(4)①~④に掲げる費用の額については	、別に厚生労働大臣が定 規則第35条 C
めるところにより取り扱っているか。	
(5)指定短期入所生活介護事業者は、(3) の費用の額に係る 条例第154条 C
サービスの提供に当たっては、あらかじ	
族に対し、当該サービスの内容および費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
て説明を行い、当該利用者の同意を得る	
ただし、(3) の①~④に掲げる費	
り同意を得ているか。	THE ST CISC NEIGH
(6)指定短期入所生活介護事業者は、指	宇短期入所生活介護その 法第41条第8項 C
他のサービスの提供に要した費用につき	
当該支払をした居宅要介護被保険者に対	
一	
	* ***********************************
より交付しなければならない領収証に、	
ついて居宅要介護被保険者から支払を受ける。	
条第4項第1号に規定する厚生労働大臣	
した費用の額(その額が現に当該指定短	70 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
費用の額を超えるときは、当該現に指定 * # F の を し トス・ハス (スペー・ロット)	
た費用の額とする。)に係るものおよび	
して記載し、当該その他の費用の額につ	ハてはそれぞれ個別の費
用ごとに区分して記載しているか。	
16 保険給付の申請に必要となる証明書の	
指定短期入所生活介護事業者は、法定	大理受領サービスに該当 条例第167条(準用第25 ・サービス提供証明書控

		Γ	T	
	期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合	条)	(介護給付明細書代用可)	С
	短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認			
められる事項	返記載したサービス提供証明書を利用者に対して			
交付している	<i>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </i>			
17 指定短期入	所生活介護の取扱方針			
(1) 指定短其	引入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽	条例第155条	・短期入所生活介護計画書	
減または悪化	この防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心	第1項		С
	きまえて、日常生活に必要な援助を適切に行ってい			
るか。	るたく、自由工品に名文な版のと過与に行うくく			
	引入所生活介護事業は、相当期間にわたり継続して	条例第155条第2項		
, , , , , , , ,	日者については、18(1)に規定する短期入所生活	不例为100不为279		C
				C
	ででき、画一的なものとならないよう配慮して行わ			
れているか。				
	「生活介護従業者は、利用者またはその家族に対し、	条例第155条第3項		
指定短期入所	f生活介護の提供方法等について、説明を行ってい			С
るか。				
(4)指定短期	入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提	条例第155条第4項		
供に当たって	は、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用			С
者または他の	利用者等の生命または身体を保護するため緊急や			
する。	合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限す			
	「身体的拘束等」という。)を行っていないか。			
	束等を行う際の判断体制の整備および「切迫性」「非	「身体拘束ゼロへの手	 ・本人または家族への身体的拘束	
	時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件	引き」平成13年老発第	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	C
' ' ' ' ' -	続きが極めて慎重に実施されているか。		・緊急やむを得ない場合の検討の	_
切(作総等の手	r肌さハサイト型タント、は単に天旭さイレ、ビつハサ。			
		戦」の推進について)	記録	
			・緊急やむを得ない身体拘束に関	
			する経過観察、再検討記録	
			・身体拘束等の態様および時間、	
			その際の利用者の心身の状況並び	
			に緊急やむを得ない理由の記録	
(6)指定短期。	入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、	条例第155条第5項		

		,	
その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を 記録しているか。 (7)指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活 介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。	条例第155条第6項		C
18 短期入所生活介護計画の作成			
(1) 管理者は、相当期間(概ね4日以上連続して利用する場合	条例第156条第1項	・居宅サービス計画書	С
を指す。)にわたり継続して入所することが予定される利用者に	施行要領第3の8の3	・短期入所生活介護計画書(利用	
ついては、当該利用者の心身の状況、希望および置かれている環	(6)の①	者または家族の署名、捺印)	
境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後		・アセスメントシート	
に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継		・モニタリングシート	
続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入			
所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期			
入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成			
しているか。			
また、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居			
宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。			
なお、短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作			
成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画	(6)2		
に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。			
(2)管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該	条例第156条第2項		С
指定短期入所生活介護の内容について利用者またはその家族に			
対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。			
(3)管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短	条例第156条第3項		С
期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。			
(4)短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計			С
画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介	(6) Ø 4		
護状況に合わせて作成しているか。			
(5)居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期			В
入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指	(6)の⑤		
定居宅介護支援事業所から短期入所生活介護計画の提供の求め			

があった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めているか。			
19 介護 (1)介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行ってい	条例第157条第1項	・サービス提供記録 ・業務日誌等	С
るか。 (2)指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上利用者を入 浴させ、または清しきするとともに、利用者の心身の状況に応じ、	条例第157条第2項	* 耒務口 応寺	С
排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを 得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 (3)指定短期入所生活介護事業者は、(1)、(2)に規定する	条例第157条第3項		С
ほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行っているか。 (4)指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。	条例第157条第4項		С
(5)指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者 の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の 者による介護を受けさせていないか。	条例第157条第5項		С
20 食事 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状 況および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援して	条例第158条	・サービス提供記録・業務日誌等	С
いるか。 21 機能訓練			
指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏ま え、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善また は維持のための機能訓練を行っているか。	条例第159条	・業務日誌等	С
22 健康管理			

指定短期入所生活介護事業所の医師および看護職員は、常に利	条例第160条		С
用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。	来的别100来	• 業務日誌等	
23 相談および援助 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置 かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に 対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を 行っているか。	条例第161条	・サービス提供記録 ・業務日誌等	С
24 その他のサービスの提供			
(1)指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行っているか。	条例第162条第1項	・サービス提供記録 ・業務日誌等	С
(2)指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	条例第162条第2項		В
25 利用者に関する区への通知			
指定短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指 定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、 要介護状態の程度を増進させたと認められる場合または偽りそ の他不正の行為によって保険給付を受け、もしくは受けようとし た場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	条例第167条(準用第30 条)	・サービス提供記録・業務日誌等	С
26 緊急時等の対応 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供	条例第163条	・区に送付した通知に係る記録	С
を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。			
27 定員の遵守			

T	1		1
(1)指定短期入所生活介護事業者は、利用定員および居室の定員	条例第164条第1項	・緊急時対応マニュアル	С
を超えることとなる利用数以上の利用者に対して同時に指定短	規則第36条第1項	・サービス提供記録等	
期入所生活介護を行っていないか。			
ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、こ			
の限りでない。			
(2)利用者の状況または利用者の家族等の事情により、指定居宅	条例第164条第2項		С
介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介			
護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画にお		• 利用者名簿	
いて位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場		・業務日誌等	
合であって、当該利用者および他の利用者の処遇に支障がない場		・国保連への請求書控え	
合にあっては、定員を超えて、静養室において指定短期入所生活		・送迎記録	
介護を行うことができるものとする。			
この場合、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は	施行要領第3の8の3		
7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得	(14)		
ない事情がある場合は14日)を限度に行っているか。			
なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入			
れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合			
は1人、利用定員が40人以上である場合は2人までとしている			
か。			
// °o			
28 衛生管理等			
(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食	条例第167条(準用第109	・衛生管理に関するマニュアル等	С
器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に	条第1項)		
努めるとともに衛生上必要な措置を講じているか。			
(2) 指定短期入所生活介護事業者は、定短期入所生活介護事業所	条例第167条(準用第109	・委員会等の記録	С
において感染症が発生し、またはまん延しないように、つぎに掲	条第2項)	指針	
げる措置を講じているか。		・研修および訓練実施記録	
※ 上記(2)については、令和6年3月31日までの経過措置期		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
間あり。			
① 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するた	規則第37条(準用第19		
めの感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回	条の2)		
以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周	\(\sigma_1 \sigma_1 \		

知すること。

- ② 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する
- ③ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研 修および訓練を定期的に実施すること。

|29 非常災害対策

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な 条例第167条(準用第110 ・非常災害に関する具体的な計画 C 計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報および連携 条第1項) の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、 避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。
- (2) (1) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が 条例第167条(準用第110 ・避難訓練の記録 得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。
- (3)条例第110条は、指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に | 施行要領第3の8の3 |・消防署への届出 際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報および連携体 (17)(準用同第3の6の 制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければ 3(7)) ならないこととしたものである。関係機関への通報および連携体 制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通 報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から 消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に 協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものであ る。

なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則 第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。) およ び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場 合、消防計画の策定およびこれに基づく消防業務の実施は、消 防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指 定短期入所生活介護事業所にあってはその者に行わせるものと する。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている 指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責 任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を 行わせるものとする。

条第2項)

(消防計画および風水害、地震等 の災害に対応するための計画)

• 運営規程

• 通報、連絡体制

В

短期入所生活介護-21

() 正 () () **	(耐震措置) (1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件 (※)を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者 は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行 政庁に報告しているか。 *一定要件 階数2および延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは 階数2および延床面積1,500㎡以上の保育所 (2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築 基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築 物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行う よう努めているか。	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条		В
	り 掲示 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所 の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の 勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め られる重要事項を掲示しているか。 ただし、上に規定する事項を記載した書面を指定短期入所生活 介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させる ことにより、規定による掲示に代えることができる。	条例第167条(準用第33 条第1項) 条例第167条(準用第33 条第2項)	• 掲示物等	С
	秘密保持等 (1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	条例第167条(準用第34 条第1項) 条例第167条(準用第34 条第2項)	・従業員の秘密保持誓約書	С
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同	条例第167条(準用第34 条第3項)	・個人情報同意書(利用者または 家族の署名、捺印)	С

	1	T	1
意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族			
の同意を、あらかじめ文書により得ているか。			
32 広告			
指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所	条例第167条(準用第35	・パンフレット、チラシ等	С
について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものに	条)	・ホームページ等	
なってはいないか。			
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止			
指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者またはそ	条例第167条(準用第36		С
の従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用さ	条)		
せることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してい			
ないか。			
34 苦情処理			
(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者およびその家族から	条例第167条(準用第37	・苦情の受付簿	С
の指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応す	条第1項)	・苦情者への対応記録	
るために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。		・苦情対応マニュアル	
(2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1) の苦情を受け付け	条例第167条(準用第37	・重要事項説明書	С
た場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	条第2項)		
(3) 指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上	施行要領第3の8の3		С
を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏	(17) (準用同第 3 の 1		
まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	Ø 3 (23) ②)		
(4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活	条例第167条(準用第37		С
介護に関し、介護保険法第23条の規定による区が行う文書その	条第3項)		
他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該区の職員が行う			
質問もしくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して			
区が行う調査に協力し、当該区から指導または助言を受けた場合			
は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。			
また、当該区からの求めがあった場合には、当該改善の内容を			
報告しているか。			
(5)指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活	条例第167条(準用第37		С

	1		
介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合	条第4項)		
会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協			
力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による			
指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必			
要な改善を行っているか。			
また、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときに			
は、当該改善の内容を報告しているか。			
35 地域等との連携			
指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業	条例第165条		В
の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域と			
の交流に努めているか。			
36 地域との連携等			
指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業	条例第167条(準用第38		В
の運営に当たっては、区が実施する社会福祉に関する事業に協力	条第1項)		
するように努めているか。			
37 事故発生時の対応			
(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入	条例第167条(準用第39	・事故対応マニュアル	С
所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当	条第1項)	・事故の状況および事故に際して	
該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡		採った措置(区、家族、介護支援	
を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その		専門員への報告を含む)の記録	
他必要な措置を講じているか。		・再発防止策の検討の記録	
(2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入	条例第167条(準用第39	・ヒヤリハットの記録	С
所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速や	条第2項)		
かに損害賠償を行っているか。			
(3) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原	施行要領第3の8の3		С
因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	(17)(準用同第3の1の		
	3 (30) ③)		
38 虐待の防止			
指定短期入所介護事業者は、虐待の発生および再発を防止する	冬侧第167冬 (淮田第20	, 禾昌今笠の司母	С

よるない相ばを排出を排じていてよ	A (D, O.)	#h41	
ため、つぎに掲げる措置を講じているか。	条の2)	•指針	
※ 令和6年3月31日までの経過措置期間あり。	規則第37条(準用第4条	•	
	Ø3)		
(1)虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開			
催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者			
に十分に周知すること。			
(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。			
(3 短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を			
定期的に実施すること。			
│ (4)(1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者			
を置くこと。			
39 会計の区分			
(1) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事	条例第167条(準用第40	•会計関係書類	С
業所において経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の	条)		
事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	7107		
(2) 具体的な会計処理の方法等については、平成12年3月10			
日老計第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱			
いについて」および平成13年3月28日老振発第18号「介護保険			
2			
の給付対象事業における会計の区分について」により、適切に行			
われているか。			
40 司紀の数件			
40 記録の整備 (4.7) **** **** *** *** *** *** *** *** **	A rittion A to 1 T	ΔΛ-Ψ-Ψ- =Π-/H; /H; Π-, h> 1 = 0 Δ = 1	
(1)指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品および	条例第166条第1項	・従業者、設備、備品および会計	
会計に関する記録を整備しているか。	to half the control to the control	に関する記録等	
(2)指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入	条例第166条第2項	・サービスの提供の記録等	С
所生活介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、当該利用			
者の契約終了日から2年間保存しているか。			
①短期入所生活介護計画			
②都条例第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な			
内容等の記録			
③都条例第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時			

		間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録 ④都条例第30条に規定する区への通知に係る記録 ⑤都条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥都条例第39条第1項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録			
		41 その他 (1)外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係期間や地域住民等多様な	平成28年9月15日付老高 発0915第1号	・避難確保計画 ・訓練記録	С
		関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。 (2)市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しているか。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。	水防法第15条の3第1 項、第2項 水防法第15条の3第5項		В
第 5	変更の届出等	1 変更の届出等 (1)指定短期入所生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第1項	・指定申請書および変更届控	С
		(2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第2項		С
第6	介護給付費の算定 および取扱い	1 基本的事項 (1)指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、告示別表8 「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護 事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前	法第41条第4項 告示1 指定居宅サービス事業 者等による介護給付費 の割引の取扱いについ て(平成12年3月1日老企	・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別票 ・サービス提供証明書	С

			1 1
に届出を行った場合は、この限りでない。	第39号)	(「短期入所生活介護サービス	
(2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	コード表」参照)	С
厚生省告示第 22 号の「厚生労働大臣が定める	51単位の単価」に、	• 加算体制届出	
別表に定める単位数を乗じて算定されている	っか。	(以下同じ)	
(3)1単位の単価に単位数を乗じて得た額に	1円未満の端数があ 告示3		С
るときは、その端数金額は切り捨てて計算し	ているか。		
2 算定の区分等			
(1) 厚生労働大臣が定める施設基準に適名	合し、かつ、別に厚 告示別表8のイおよ	O	С
生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条	件に関する基準を 口の注1		
満たすものとして知事に届け出た指定短期入	所生活介護事業所 施設基準告示 9		
において、指定短期入所生活介護を行った場	合に、当該施設基準 平12厚告29の1イ		
に掲げる区分および別に厚生労働大臣が定め			
区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じ	て、それぞれ所定単		
位数を算定しているか。	, , , , - ,		
(2) (1)について、当該夜勤を行う職	■ 一 副の 勤務条件に関す		С
る基準を満たさない場合は、所定単位数の10			
単位数を算定しているか。			
(3) 利用者の数または介護職員もしくは		5	С
に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合			
大臣が定めるところにより算定しているか。	174、加仁子工力		
八色がためるこころにより昇たしているか。			
3 生活機能向上連携加算			
別に厚生労働大臣が定める基準に適合してい	・ いるものとして知事 告示別表8イおよび	-	С
により、利用者の身体の状況等の評価を行い			
		7.)	
練計画を作成した場合には、つぎの「厚生労働		()	
に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算			
用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練記			
を除き3月に1回を限度として、1月につき、			
算(Ⅱ)については1月につき、つぎに掲げる			
に加算しているか。ただし、つぎに掲げるい	すれかの加算を算定		

している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、(I)は算定せず、(II)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。 (1)生活機能向上連携加算(I) 100単位 4 機能訓練指導員に係る加算 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師(はり師およびきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員	注6	С
を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。		
5 個別機能訓練加算 「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして知事 に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を 行っている場合に、個別機能訓練加算として、1日につき56単位 を加算しているか。	告示別表8イおよびロ 注7 大臣基準告示36 留意事項第2の2(9)	С
6 看護体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと	告示別表8イおよび	С

して知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算している功。 ただし、看護体制加算(II)を算定している場合は、看護体制加算(II)を算定している場合は、看護体制加算(II)を算定しない。 (1) 看護体制加算(II) 4単位 (2) 看護体制加算(II) 8単位 (3) 看護体制加算(III) 7 12単位 (4) 看護体制加算(III) 10 6単位 (5) 看護体制加算(IV) 11 23単位 (6) 看護体制加算(IV) 11 23単位 (6) 看護体制加算(IV) 11 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生、対理を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる単位を所定単位に加算しているか。 ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しないでいるか。			
単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、看護体制加算(I)を算定している場合は、看護体制加算(II)を算定している場合は、看護体制加算(II)を算定しない。 (1)看護体制加算(II) 4単位 (2)看護体制加算(II) 8単位 (3)看護体制加算(III) 7 12単位 (4)看護体制加算(III) 12単位 (5)看護体制加算(IV) 12単位 (6)看護体制加算(IV) 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる財産を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる財産を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる財産の表別では、医療連携強化加算として、1日につきる財産の表別では、医療連携強化加算として、1日につきる財産の表別である。	して知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、	口注8	
ただし、看護体制加算(II)を算定している場合は、看護体制加算(III)を算定している場合は、看護体制加算(IV)イまたはロを算定しない。 (1) 看護体制加算(II) 4単位 (2) 看護体制加算(II) 8単位 (3) 看護体制加算(III) 7 12単位 (4) 看護体制加算(III) 6 単位 (5) 看護体制加算(IV) 7 23単位 (6) 看護体制加算(IV) 7 23単位 (6) 看護体制加算(IV) 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生、大臣基準告示 37 利用者等告示 20 258単位を所定単位に加算しているか。 ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき、つぎに掲げる	施設基準告示12	
制加算 (III) イまたはロを算定せず、看護体制加算 (II) を算定している場合は、看護体制加算 (IV) イまたはロを算定しない。 (1) 看護体制加算 (II) 4単位 (2) 看護体制加算 (II) 8単位 (3) 看護体制加算 (III) イ 12単位 (4) 看護体制加算 (IV) イ 23単位 (5) 看護体制加算 (IV) イ 23単位 (6) 看護体制加算 (IV) ロ 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきるりでは多い。 をだし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加		留意事項第2の2(10)	
定している場合は、看護体制加算 (IV) イまたはロを算定しない。 (1) 看護体制加算 (I) 4単位 (2) 看護体制加算 (II) 8単位 (3) 看護体制加算 (III) 7 12単位 (4) 看護体制加算 (III) 12単位 (5) 看護体制加算 (IV) 7 23単位 (6) 看護体制加算 (IV) 12単位 (6) 看護体制加算 (IV) 12単位 (6) 看護体制加算 (IV) 12単位 (6) 看護体制加算 (IV) 12単位 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき 58単位を所定単位に加算しているか。 日本第二年 12 日本第三年 12 日本 12	ただし、看護体制加算(I)を算定している場合は、看護体		
い。 (1) 看護体制加算 (I) 4 単位 (2) 看護体制加算 (II) 8 単位 (3) 看護体制加算 (III) 7 12単位 (4) 看護体制加算 (III) 口 6 単位 (5) 看護体制加算 (IV) イ 23単位 (6) 看護体制加算 (IV) 口 13単位 (6) 看護体制加算 (IV) 口 13単位 (7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1 日につきるりに対しているからない。 (5) 単位を所定単位に加算しているか。 (1) を対し、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	制加算(Ⅲ)イまたはロを算定せず、看護体制加算(Ⅱ)を算		
(1) 看護体制加算(II) 4単位 (2) 看護体制加算(II) 8単位 (3) 看護体制加算(III) 7 12単位 (4) 看護体制加算(III) 1 6単位 (5) 看護体制加算(IV) 7 23単位 (6) 看護体制加算(IV) 1 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる場単位を所定単位に加算しているか。 ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	定している場合は、看護体制加算(IV)イまたは口を算定しな		
(2) 看護体制加算(II) 8単位 (3) 看護体制加算(III) イ 12単位 (4) 看護体制加算(III) ロ 6単位 (5) 看護体制加算(IV) イ 23単位 (6) 看護体制加算(IV) ロ 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる移車位を所定単位に加算しているか。ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	V' _o		
(3) 看護体制加算 (Ⅲ) イ 12単位 (4) 看護体制加算 (Ⅲ) ロ 6単位 (5) 看護体制加算 (Ⅳ) イ 23単位 (6) 看護体制加算 (Ⅳ) ロ 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活の達容が表しているが。大臣基準告示37利用者等告示20留意事項第2の2(11) ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	(1)看護体制加算(I) 4単位		
(4) 看護体制加算 (Ⅲ) ロ 6単位 (5) 看護体制加算 (Ⅳ) イ 23単位 (6) 看護体制加算 (Ⅳ) ロ 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる数単位を所定単位に加算しているか。ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	(2)看護体制加算(Ⅱ) 8単位		
(5) 看護体制加算 (IV) イ 23単位 (6) 看護体制加算 (IV) ロ 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位に加算しているか。 ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	(3)看護体制加算(Ⅲ)イ 12単位		
(6) 看護体制加算 (IV) ロ 13単位 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別にア生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる移動では、医療連携強化加算として、1日につきる移動では、医療連携強化加算として、1日につきる移動である。 ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	(4)看護体制加算(Ⅲ)ロ 6単位		
7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別にア生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる8単位を所定単位に加算しているか。できる10 をできる20 を	(5)看護体制加算(IV)イ 23単位		
「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる8単位を所定単位に加算しているか。 留意事項第2の2(11) をだし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	(6)看護体制加算(Ⅳ)口 13単位		
「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につきる8単位を所定単位に加算しているか。 留意事項第2の2(11) をだし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加			
て知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に 厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生 活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき 58単位を所定単位に加算しているか。 ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	7 医療連携強化加算		
厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生 活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき 58単位を所定単位に加算しているか。 ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		С
活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき 利用者等告示 20 留意事項第 2 の 2 (11) ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	て知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に	口注9	
58単位を所定単位に加算しているか。 留意事項第2の2 (11) ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生	大臣基準告示 37	
ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加	活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき	利用者等告示 20	
	58単位を所定単位に加算しているか。	留意事項第2の2(11)	
算を算定している場合は、算定しないでいるか。	ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加		
	算を算定している場合は、算定しないでいるか。		
8 夜勤職員配置加算			
別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関す 告示別表8イおよびロ C C		告示別表8イおよびロ	С
る基準を満たすものとして知事に届け出た指定短期入所生活介 注10		注10	
護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につ 平12厚告29の1ハ		平12厚告29の1ハ	
き、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 留意事項第2の2(12)		留意事項第2の2(12)	
ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合に	ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合に		
おいては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。	おいては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。		
(1) 夜勤職員配置加算 (I) 13単位			
(2) 夜勤職員配置加算(Ⅲ) 15単位	(2)夜勤職員配置加算(Ⅲ) 15単位		

9 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。	口注 11	С
		С
11 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこと が必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生 活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所 定単位数に加算する。	注 13	С
12 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) つぎのいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介 護費を支給する場合は、単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定 しているか。 (1) 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が 判断した者		С
(2) 厚生労働大臣が定める施設基準」(居室の面積が10.65㎡以下) に適合する従来型個室を利用する者 (3) 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用	施設基準告示13	

	_	
の必要があると医師が判断した者		
13 緊急短期入所受入加算 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、9認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しないでいるか。	注 15 利用者等告示21	С
14 30日を超える利用 連続して30日を超える日以降の短期入所生活介護費の算定利用 者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場 合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護 については、短期入所生活介護費は、算定していないか。	告示別表8イおよびロ 注17	С
15 長期利用者サービス提供減算 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介 護を行った場合は、1日つき30単位を所定単位数から減算する。	告示別表 8 イおよびロ 注18 利用者等告示22 留意事項第 2 の 2 (20)	С
16 療養食加算 のぎに掲げるいずれの基準にも適合するものとして知事に届け 出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業 所が、「厚生労働大臣が定める療養食」(疾病治療の直接手段とし て、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量およ び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、 膵臓病食、脂質異常病食、痛風および特別な場合の検査食)の療 養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、8単位を所	利用者等告示23	С

定単位数に加算しているか。 (1)食事の提供が管理栄養士または栄養士によって管理されて いること。		
(2)利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量および内容の食事の提供が行われていること。 (3)食事の提供が、「厚生労働大臣が定める基準」(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。 (4)療養食の献立表が作成されていること。		
17 在宅中重度者受入加算 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき、つぎに掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算しているか。 (1)看護体制加算(I)または(III)イもしくは口を算定している場合(看護体制加算(II)または(IV)イもしくは口を算定している場合(看護体制加算(II)または(IV)イもしくは口を算定している場合(看護体制加算(I)または(III)イもしくは口を算定している場合(不可能)のより、11単位(3)看護体制加算(I)または(III)イもしくは口および(III)または(IV)イもしくは口および(III)または(IV)イもしくは口をいずれも算定している場合413単位(4)看護体制加算を算定していない場合425単位		С
18 認知症専門ケア加算 指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来す おそれのある症状または行動が認められることから介護を必要 とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、1日につき、つぎに掲げる所定単 位数を加算しているか。	大臣基準告示3の2	С

ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合にお いては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 19 サービス提供体制強化加算 つぎに掲げる「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているも 告示別表8へ注 C のとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者 | 大臣基準告示 38 に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる 留意事項第2の2(21) 区分に従い、1日につき、つぎに掲げる所定単位数を加算している カシ ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合にお いては、つぎに掲げるその他の加算は算定しないこととなってい るが、算定していないか。 (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 20 介護職員処遇改善加算 別に厚牛労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 告示別表8ト注 • 介護職員処遇改善計画書 の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所 大臣基準告示39 • 介護職員等特定処遇改善計画書 生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行っ • 給与明細等 た場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日まで の間、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合にお いては、つぎに掲げるその他の加算は算定していないか。 (1)介護職員処遇改善加算(I) 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

	1	1
21 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位に加算する。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 算定した単位数の1000分の27に相当する単位数 (2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	大臣基準告示 39 の 2	С
为110万里为圆大田、足少五里十一起自己(100万段间域)	告示別表8リ注 大臣基準告示 39 の3 (準用4の3)	С
23 定員超過利用に係る減算 利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用 による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た 単位数を算定しているか。	留意事項第2の1 (3)	С